

利島村椿油製油センター建設のあり方検討業務委託 仕様書

1. 業務名

利島村椿油製油センター建設のあり方検討業務委託

2. 目的

椿油生産を担う「利島村椿油製油センター」は、現施設の老朽化に加え、生産体制における様々な課題を抱えている。

本業務は、これらの課題に対応し、将来にわたって持続可能な生産体制を構築するための最適な方向性を定めることを目的とする。近年の社会経済情勢を踏まえ、現施設の長寿命化（機能向上改修を含む）と、新施設への建替整備の双方について、ライフサイクルコスト等の客観的な視点から比較検討を行い、本村にとって最も合理的かつ効果的な施設整備の方向性を見出すための基礎資料を作成するものである。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

受注者は、本業務の目的を十分に理解し、村（以下「甲」という。）と密接な連携を図りながら、以下の業務を実施するものとする。

(1) 現状分析と前提条件の整理

甲が提供する基礎資料（7. 貸与資料を参照）及び現地調査に基づき、現状の課題を分析・整理するとともに、本検討を進める上での前提条件を甲と協議の上、設定する。

ア. 現施設の建物及び生産設備の劣化状況、耐用年数、耐震診断等の評価

イ. 現行の生産プロセス、人員体制、生産量、稼働率等の分析と課題整理

ウ. 将来の需要予測や村の産業振興方針を踏まえた目標生産量に関する検討

エ. 関連法規（建築基準法、食品衛生法、消防法、その他条例等）の適合性確認及び、改修・建替にあたって遵守すべき法的要件の整理

(2) 2つの整備シナリオの比較検討

以下の2つのシナリオについて、具体的な施設計画及び概算事業費等を算出する。

A案：建替整備シナリオ

(1)で検討した前提条件を踏まえて、新施設を甲が別途指定する建設候補地に整備する場合の計画を策定する。

ア 前処理工程の高度化とそれに伴う必要なユーティリティ設備（給排水、電気・ガス容量、換気等）の算出

【甲が導入を想定する前処理設備の構成】

- ・【更新】乾燥機、風力選別機、比重選別機
- ・【新規導入】水洗い機、色彩選別機

（※注）上記機器構成は、施設規模等を検討するための前提条件として例示するものであり、特定のメーカーや製品を指定するものではない。

イ 施設規模・機能の検討、最適な生産ラインのレイアウト計画

ウ 施設計画（配置計画、平面計画、ゾーニング、動線計画等）の策定

エ 概算事業費の算出（設計費、工事費、工事監理費、既存施設解体撤去費、その他諸経費を含む）

B案：長寿命化シナリオ

現施設を継続使用するための改修計画を策定する。

ア 現施設（構造体）の耐震診断の実施（※1）

イ 診断結果に基づき、今後20～30年程度の継続使用を可能とするために必要な構造補強、内外装、生産設備以外の設備（電気、空調、給排水衛生）更新等の改修内容の検討

ウ 前処理工程の高度化に対応するための増改築または別棟整備の可能性検討

（建築基準法等の法的制約を含む。導入を想定する前処理設備の構成はA案と同じとする。）

エ 上記ア～ウを反映した概算事業費の算出（診断費、設計費、改修工事費、その他諸経費を含む）

※1 耐震診断は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく資格を有する者が実施すること。

(3) 施設整備の方向性に関する総合評価

上記A案・B案について、以下の観点から総合的な比較評価を行い、甲が最適な方向性を判断するための客観的な資料を作成する。

ア 概算事業費（イニシャルコスト）の比較

イ ライフサイクルコスト（LCC）の比較（建設後30年間を想定し、維持管理費、大規模修繕費、光熱水費等を含む）

ウ 事業スケジュールの比較（設計から供用開始までの期間）

エ 事業期間中における生産停止期間の有無及びその長短の比較

オ 各案のメリット・デメリット、及び事業遂行上のリスク（法規制、コスト変動、近隣への影響等）の整理と比較

(4) 報告書作成

上記(1)から(4)までの検討結果をとりまとめ、報告書として作成する。

ア. 業務報告書一式

イ. 庁内協議や議会説明等に活用可能な概要版 (A4 判カラー)

(5) 打合せ・協議

業務を円滑に進めるため、甲と以下の打合せを行うものとする。

ア. 業務着手時：1回

イ. 現地調査：1回

ウ. 中間報告時：1回 ((3)の検討結果がまとまった段階を想定)

エ. 最終報告(案)提出時：1回

オ. その他、甲が必要と認めたとき、または受注者から提案があったとき。

6. 成果品

以下の成果品を、履行期間の末日までに各々指定の部数提出すること。

(1) 業務報告書・・・・・・・・・・2部

(2) 業務報告書 概要版・・・・・・2部

(3) 上記(1)及び(2)の電子データ (PDF 形式及び編集可能な形式)・・・1式

(4) その他、業務の履行に関して作成した一切の資料

7. 貸与資料

甲は、受注者からの請求に基づき、本業務の実施に必要となる以下の資料を、保有する範囲において貸与する。

(1) 現施設の建築図面、設備図面

(2) 過去の修繕履歴に関する資料

(3) 直近3～5カ年程度の生産量、稼働時間、人員体制に関する資料

(4) 直近3～5カ年程度の光熱水費に関する資料

(5) その他、甲が必要と認める資料

8. 特記事項

(1) 受注者は、本業務の実施にあたり、常に甲と緊密な連絡を取り、甲の指示に従うこと。

(2) 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務目的の達成に必要な事項については、甲と協議の上、誠意をもって対応すること。

(3) 本業務で知り得た情報及び貸与された資料は、甲の許可なく第三者に漏洩し、または他の目的に使用してはならない。業務完了後も同様とする。

- (4) 本業務によって生じた成果品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、すべて甲に帰属するものとする。また、受注者は甲及び甲が指定する第三者に対し、当該成果品に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を再委託する場合は、再委託する業務内容、相手方等を記載した書面により、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。
- (6) 概算事業費及びライフサイクルコストの算出にあたっては、その積算根拠、単価の典拠、算定条件等を明記すること。
- (7) 本仕様書における「建設候補地の比較検討」は、本業務の範囲には含まれない。
- (8) 現地調査等に係る経費は、すべて受注者の負担とする。